

# ステークホルダーとの協働による湿地保全再生システムの構築 —ラムサール条約の理念実現に向けて—

林 健一\* 佐藤 寛\*\*

## 1. はじめに

湿地は水の生態系と称され、水鳥をはじめ多種多様な動植物が生息・生育する場であるとともに、水の循環の調整を行うなど、生態系サービスの基盤として、私たちの社会に多くの恵みを与えてくれている。

しかし、湿地は、埋立てや周辺開発による機能低下や消失、外来種の侵入による生態系の変化、土砂流入等による乾燥化、地球温暖化や気候変動による脆弱な生態系への影響などが懸念されている他、伝統的な管理の弱体化も見られ、今日最も危機に瀕している自然生態系ともいわれている。

湿地保護を目的とした法制度として、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat）」（以下、「ラムサール条約」という。）がある。

同条約は、1971年（昭和46年）に締結された、比較的初期の多数国間自然保護条約であるが、水鳥保護にとどまらず、湿地やその生態系保護という視点を明確に打ち出した点で今日的な価値を有している。

我が国では、1980年（昭和54年）に同条

約を批准し、釧路湿原の登録を皮切りに、湿原、湖沼、干潟など様々なタイプの湿地を条約湿地として登録してきており、現在46カ所（137,968 ha）の登録湿地を数えている。

最近では、2012（平成24）年7月、ルーマニアのブカレストで開催された第11回締約国会議において、大沼（北海道）、渡瀬遊水池（茨城、栃木、群馬、埼玉）など9箇所が追加登録されたことは記憶に新しいところである。

湿地の保全再生に関する先行研究については、後述するとおり、ラムサール条約の制度論に関する議論の他、条約湿地登録に向けた取り組み、重要湿地の紹介、NPO等の保護活動などの事例報告について蓄積がなされてきている。

湿地の持続的な保全や利用を実現していくためには、各湿地を巡るステークホルダーに焦点をあて、相互の立場や考え方を理解し、その利害を調整していくことが必要となるが、こうした課題について、これまでの研究ではあまり取り組まれてきていないものと思われる。

著者らは、こうした問題意識の下、地域住民やNPOをはじめとする多様なステークホルダーが湿地の保全再生に必要な諸課題の解

\* 本学社会システム研究所客員研究員・群馬県NPO・多文化共生推進課

\*\* 本学社会システム研究所教授

決に向けて連携（協働）し、必要な対策を各主体が実施していくためのシステム（協働による湿地保全再生システム）の構築が必要と考えている。

このため、本論文では「協働による湿地保全再生システム」の構築に必要な視点を検討していくものとする。検討にあたっては、日本の湿地保全政策の現状と課題に概観を加え、湿地保全再生への参加システムの確立が必要とされていることを明らかにしていく。続いて、ステークホルダー間のコミュニケーションを成立させ、協働を促進していくための共通基盤となる湿地の保全再生政策に関する「環境指標」や、現在活用が広がりつつある「マルチステークホルダー・プロセス(MSP)」に注目し、システムの確立に向けた視座を考察、提示していくものとする。こうした研究を通じて、ラムサール条約の目指す国際公共価値<sup>1)</sup>の地域レベルで実現、定着を図っていきたいと考えている。

## 2. 日本の湿地保全政策の現状と課題

### (1) ラムサール条約の概要

ラムサール条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全を促進することを目的とし、1971（昭和46）年イランのラムサールにおいて採択された条約である。同条約は、締約国の法的責務とされる、条約の前文及び12条からなる規定（ハードな法）に加えて、締約国会議の決議と勧告（ソフトな法）が示されている。

ラムサール条約（第1条1）は、湿地を「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（海水）

であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む」と定義している。

同条約は、こうした「湿地の賢明な利用(wise use)」を促進するために、湿地管理計画を作成、実施すること（条約第3条1）、湿地の自然保護区を設定し、その監視を行うこと（条約第4条1）、環境影響評価の実施、湿地目録の作成を締約国に求めている。また、条約のリストに国内湿地を1ヶ所以上登録することが求められている。

同条約の示すスキームは、湿地の管理保全の基本的な枠組みとして国内外で活用されており、2012（平成24）年7月現在、締約国162か国、登録湿地数2,040か所、合計面積は約193百万haに及んでいる。

### (2) 日本の湿地保全政策の概要

我が国におけるラムサール条約登録湿地の指定要件は、①国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）、②国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること、③地元自治体などの登録への賛意が得られることとなっている。これらの3要件を満たしている湿地について、3年毎に開催される締約国会議の機会に条約湿地として登録を進めており、条約の活用に向けた動きが各地で見られるところである<sup>2)</sup>。

日本の国レベルでの湿地保全政策に対する基本的な考え方は、2012年（平成24年）に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」第3部第1章第2節8において明らかにされている（環境省、2012, pp.128-129）。

具体的には、第1に「平成11年の第7回

締約国会議において目標とした、『条約湿地数を2,000か所にまで増やす』ことを達成（平成24年5月現在2,006か所）し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されてきていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と賢明な利用の質的な向上を図ります。具体的には、平成32年までに、これまで登録されたすべての湿地についてラムサール情報票（RIS）の更新を行うとともに、地域の理解と協力を前提として必要な登録区域の拡張等を行います。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進され则认为られる湿地については、これまでの登録状況にもかんがみ、平成32年までに新たに10か所程度の登録を目指します」としている。

第2に、「ラムサール条約湿地を抱える市町村が任意に加盟する『ラムサール条約登録湿地関係市町村会議』をはじめ、関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。また、条約湿地の保全と賢明な利用（ワイズユース）のための計画策定の支援や賢明な利用の事例紹介、普及啓発などを通じて、各条約湿地の風土や文化を活かした保全と賢明な利用を推進していきます」としている。

### (3) ラムサール条約の理念実現に向けた課題

#### ①「湿地保全法」の制定

韓国では、同条約を国内実施するため湿地保護法を制定している他、米国では水質清浄法（The Clean Water Act）などが存在している。湿地保護法制を持つ諸外国とは異なり、我が国では、自然公園内の湿地は自然公園

法、河川湿地は河川法、水田は農地法が適用される形がとられている。

つまり、湿地はそれが存在する土地の属性（従属物）と捉えられ、河川法、都市計画法、農地法、自然公園法など湿地の属する土地に適用される法律によって間接的に守られているとの問題点がある（畠山, 2004, p.195）。

こうした現行の湿地保全のあり方は、規制を最小限におさえる財産権偏重の法システムであり、湿地固有の生態系の保全や水循環機能に果たす役割の観点が非常に弱く、独自の指定要件を追加していることと相まって、湿地の過剰利用や生態系破壊につながっているとの批判がなされている（田中, 2008、畠山, 2004）。

また、菊池（2013, p.67）は、ラムサール条約へのわが国政府の対応を時系列的に分析し、そもそも条約交渉に参加しておらず、政府として関心を持ちあわせていない状況から始まったこと、条約締結に向けた民間団体の積極的創発と政治的判断を受けて検討作業を開始するという受動的な態度であったこと、湿地登録と担保措置についても既存法令に基づく最小限度の対応を試行する消極的なものであったことを批判している。

このため、ラムサール条約が目指す理念を実現、定着させていく上での課題の1つとして、湿地の保全を直接の目的とした総合的な「湿地保全法」が必要であることが指摘されている（日本弁護士会, 2002、田中, 2008、大塚, 2010, pp.208-210）。

#### ②「湿地管理計画」の策定

ラムサール条約は、賢明な利用を促進するため、湿地管理計画の策定を求めている（条約第3条1）。この計画策定のアウトラインとして、「ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン

(決議Ⅷ. 14 附属書)」が示されている<sup>3)</sup>。

このガイドラインによれば、湿地管理計画の重要な機能として、①個別湿地管理の目標を示し、目標達成に必要な管理(行動)を明示すること、②湿地の生態学的特徴に対し影響を及ぼす要因等を特定すること、③湿地の生態学的特徴の変化を管理するためのモニタリング(監視・評価)の要件を規定することなどを挙げている。

つまり、湿地管理計画は、湿地の保全再生の目標とその実現手段(賢明な利用の枠組み)を具体的に示すことにより、湿地の直面する危機に対する処方箋としての役割が期待されているのである。

条約湿地の管理保全を直接の目的とする計画を策定している国内の例は、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」(宮城県)、「クッチャロ湖湿原保全プラン」(北海道)、「宮島沼保全活用計画」(北海道)、「佐潟周辺自然環境保全計画」(新潟県)など少数にとどまっている。我が国では、指定鳥獣保護区又は国立公園・国定公園に指定されていることを条約湿地の登録要件の1つとしていることから、湿地管理計画よりも、鳥獣保護事業計画や公園計画が湿地の管理保全に中心的な役割を果たしている。

鳥獣保護事業計画や公園計画の問題点として、住民参加手続を欠いていることがこれまで指摘されており、各湿地の特性に合わせた、湿地保全と賢明な利用の具体策を組み入れた、住民参加の下での「湿地管理計画」策定の必要性が従来から大きな課題とされている(田中, 2008、大塚, 2010, pp.208-210)。

### ③湿地保全再生過程への参加、調整システムの確立

ラムサール条約決議Ⅷ 8 附属書(湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化

するためのガイドライン)は、各国の取り組みを総括して、地域社会の関与や参加が、計画の実効性を高めていく上で有用であることを示している。

しかし、湿地の環境保全を巡っては、地域開発、湿地の慣行的利活用、自然保護の間でしばしばその方向性に関して対立が生じ、意識や利害関係の違いによって摩擦が生まれ、時には紛争へと発展するケースもある。

この対立の根底には、地域の共有資源である湿地をどのように管理・利用していくのか、また、その費用(対価)を誰が負担するのかという問題が存在しているのである。これらの問題の解決には、地域レベルでの参加、調整システム(共同資源管理制度)の確立が必要と考えられる<sup>4)</sup>。

つまり、登録湿地に関係するステークホルダーの協働を基本とする、湿地管理計画の策定、対策の実施、評価(モニタリング)がどのようになされるべきか、ということが重要なテーマとなり、湿地の消失や機能劣化が全国規模で急速に進んでいる状況を鑑みた場合、「湿地をどのように管理・保全していくか」という課題を検討する意義は極めて大きいのである。

ここで、湿地の保全政策に関する先行研究について概観を加えていくと、制度論に関する議論(山下(1993)、南(2000)、田中(2008)等)の他、条約湿地登録に向けた取り組みや重要湿地の紹介、NPO等の保護活動などの事例報告(ラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワーク(2008))が蓄積されている。

湿地の保全再生のための基本的なプロセスを整理すると、①湿地の生態学的特徴の把握、②目標の設定、③保全再生手法の決定、④ステークホルダーの明確化、⑤実施組織づくり、⑥組織内の意思決定、⑦保全再生の実

施、⑧実施結果の評価とフィードバックという諸段階に区分が可能である。

これら先行研究を湿地保全プロセスに沿って分類すると、①ないしは⑦に関する研究の蓄積がなされてきたといえるであろう。ところが、②から⑧までを視野に入れた、参加型の計画策定のあり方、さらには、湿地の保全再生活動（協働）の実態に対する実証分析や、湿地管理計画の成果を把握するための研究は、ほとんど行われていない状況にある。

次章では、これら未解明の課題のうち、ステークホルダーが協働して、湿地の保全再生に取り組んでいくための仕組み（協働による湿地保全再生システム）を構築していく上で、必要な視点を検討し、提言していくことにする。

### 3. 「協働による湿地保全再生システム」構築に向けた視座

(1) マルチステークホルダー・プロセスの活用  
協働による湿地保全再生システムを構想していく上において、参加・協働をどのような形態のものとして考えるべきであろうか。この点について、地方自治体において活用が広がりつつある、マルチステークホルダー・プロセスに着目していくことにしたい。

マルチステークホルダー・プロセス（Multi-stakeholder Process：MSP）とは、「平等性を有する3主体以上のステークホルダー間における意思決定、合意形成、もしくはそれに準じる意思疎通のプロセス」と定義される。「ステークホルダー間における平等性」とは、MSPにおけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うことと解され、「意思決定、合意形

成、もしくはそれに準じる意思疎通」とは、政策決定から共通認識の形成、実績的な取組に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの」と解されている（内閣府、2008, P.1）。

つまり、MSPとは、多様なステークホルダーが対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスを指し、この手法は1987年の通称「ブルントラント委員会報告書」で提唱されたことを嚆矢とし、国際社会の多様な場面で活用されてきている。

我が国では、「社会的責任に関する円卓会議」（平成21年3月設立）において提唱されており、例えば、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、政府といった、広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で問題解決に当たるための「新しい公共」の枠組みとして、本取り組みの地域への展開が求められてきた。

これを受けて、平成22年10月8日に閣議決定された緊急総合経済対策では、「『新しい公共』の自立的な発展の促進のための環境整備」を進めることとされ、平成22年11月26日に補正予算（予算額87.5億円）が成立し、内閣府による「新しい公共支援事業」が平成23年度から平成24年度までの2か年間が実施された。

この支援事業のうち、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」においては、「多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる仕組み（マルチステークホルダー・プロセス）の下、NPO等、地方公共団体及び企業等が協働する取組を試行する事業」であり、「地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組」が支援対象となり、各地域において地域課題の解決に向

けた取組みが多数展開されてきている。

例えば、茨城県では、平成23年度から平成24年度までの2か年間で15事業を採択しており、「千波湖水質浄化のための環境モデル事業」等が実施されている。千波湖水質浄化のための環境モデル事業は、水戸の偕楽園に隣接する千波湖への流入水の窒素濃度軽減を目標とした市民協働によるビオトープ（湿地帯）づくりに取り組んだものである。

事業の成果として、千波湖畔ハナミズキ広場にビオトープを完成させたほか、約30%の窒素削減や生息水生生物の増加などの効果を確認している。今後は、千波湖にビオトープづくりを行い、協働による管理や、継続的な水質浄化活動を予定している（茨城県、2013, pp.90-91）とのことであり、今後のさらなる活動の展開を期待していきたい。

こうした萌芽的な取組みは、協働による湿地の保全再生を考えるうえで、重要なものと評価することができ、他の事例においてもMSPを基本していくことが有用であろう。

## (2) 協働システム構築に向けた課題

湿地を巡るステークホルダーには、行政、専門家、地域住民、地域住民等によって組織された団体などがあるが、マクロ、メソ、ミクロという問題認識の違いがあり、それぞれの立場や利害関心から湿地の保全再生に関与し、保全再生のための様々な働きかけを行っている。

湿地の保全再生を目標とする協働システムを構築していく上において、多様な利害関係者による地域資源管理を行う仕組み（協治）の設計指針を検討する井上（2009）の見解が参考となる。具体的には、①住民自治の程度、②対象とする資源の境界の明確化、③段階的なメンバーシップ、④応関原則（commitment principle）、⑤公正な利益分配、⑥二段階のモ

ニタリング、⑦二段階の制裁、⑧入れ子状の紛争管理メカニズム、⑨行政の変革、⑩「信頼」の醸成という10の原則を掲げている（井上、2009, pp.11-19）。

井上の見解は、コモンズ論から協治を創り上げるための原則を詳細に提示しており、貴重な視点を提供するものと評価することができる。しかしながら、井上自らも述べているとおり、これらの原則はあくまでもプロトタイプであり、その適用可能性や実現可能性の検討が必要であり、協治によって生じる問題とその克服などの課題が未解決のまま残されている。

湿地の共同管理を行う上で大きな障害となるのは、「何が問題なのか（課題設定）」、「いかに解決すべきなのか（解決手法の選択）」、さらには「湿地の目指す将来像（ビジョン）をどのようなものとするのか（目標・水準）」という点について、必ずしもステークホルダーの間で認識が一致しない点である。

こうした認識（状況定義）のずれを克服していくことが協働を行う上で重要な課題となるが、その解決にはステークホルダーの間において、湿地の保全再生に必要なコミュニケーションを豊富化していくことが有効である。このことにより、各主体の多様性と多元性を活かす形で、湿地の保全再生方法に関するより普遍性のある問題認識と解決策を発見していくことが可能となる。

ステークホルダー間のコミュニケーションを充実させ、協働を促進していくためには、各主体をつなぐ公論形成の場（MSP）の確立に加えて、環境の現状把握、課題の設定、解決手法の選択、目標・水準の設定にあたっての共通基盤となる「環境指標」の開発が必要なのである。

(3) 環境指標を中核とした協働システムの確立  
環境指標 (environmental indicator/index) は「自然環境そのものおよび、人為的 (時には自然的) な原因によって生じた環境状態の変化が、人間の生活と生存にもたらす各種の利害を定量的に評価する尺度」と定義される (内藤・西岡・原科, 1986, p.28)。

環境指標は当初「環境の状態」(state of the environment) つまり、環境の質を捉え、表現することが中心であったが、「環境の状態、その変化の原因となる人間活動や環境への負荷の大きさ、環境問題への対策などについて、可能な限り定量的に評価するものさし」(森口, 1998, p.99) との定義に見られるように、最近では、環境の質の測定、分析に加え、環境対策の評価にまで指標の対象範囲が拡大している。

また、環境基本計画において、環境指標は、環境の現状把握だけでなく、対策の進捗状況や成果の把握を始め、広範な目的で使われており、環境問題に対する認知、理解、合意形成、意思決定に用いられる基本的かつ有効なツールとなっている (拙稿, 2011)。

湿地管理計画との関係で環境指標の役割を整理すると、「湿地の環境状態やこれを踏まえた目標 (将来の環境の姿) の具体的表現を行う役割」と、関係主体による「取り組み成果についての定量的評価の基準」としての役割が期待されている。これら2つの機能を担う環境指標体系を具体化していくことは、湿地管理計画の管理評価を行う上での基礎的条件を整備するものとなり、効果的な対策が実施されることが期待されるなど、計画の実効性を高めていくことになる。

また、指標からもたらされた政策評価情報を MSP で活用していくことにより、住民や NPO などのステークホルダーに対しては、湿地の保全再生政策の形成過程への参加に必

要な助言を与え、協働の準備を助けるとともに、政策決定者や政策実施者に対しては、政策形成過程における意思決定に必要な情報を具体的な形で入手することが可能となる。

つまり、MSP と評価システムを統合することにより、協働の有効性が向上し、各湿地の保全再生のためのガバナンスの確立にも寄与していくことが期待されるのである。

#### 4. おわりに

湿地は、生物多様性に富み、多くの生物の命を支えているだけでなく、堆積土砂と侵食のコントロール、洪水調節、水質の保全と汚染の緩和、地下および地上の水供給の保持機能など、健全な水の循環系を支えている。また、その気候緩和機能によって、地球温暖化防止にも資するものであり、貴重な価値を有する湿地を保全再生していくことは、持続可能な社会を実現していく上で重要な課題となっている。

本論文では、ラムサール条約の前文が示す国際公共価値を地域レベルで実現していくため、日本の湿地保全政策の現状と課題に概観を加え、湿地保全再生のための協働システムの確立が重要な課題となっていることを明らかにした。この課題解決に向け、MSP のフレームワークを活用した、関係主体 (ステークホルダー) の参加・協働のシステムを図ることが有用であり、その基礎となる環境指標の整備 (体系化) と政策評価情報の活用が必要であることを指摘した。

本稿は、湿地の保全再生における協働の仕組みづくりを行う上での基本的な視座を提示したことにとどまっている。このため、湿地保全再生活動の成果等を把握するための指標の体系化、湿地保全再生における MSP の具体像や政策評価情報活用に向けた課題等につ

いては、他日を期することとしたい。

### [注]

- 1) ラムサール条約は、前文において「締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、水鳥が、季節的移動にあたって国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるもの」と条約の基本理念を示している。
- 2) 読売新聞の報道（H24.9.6 群馬版記事）によれば、群馬県内では、中之条と草津の両町境に位置する「芳ヶ平湿原」について、条約湿地登録を目指し、希少種の調査が開始されている。
- 3) ラムサール条約のガイドライン及び付属書については、琵琶湖ラムサール研究会ホームページ掲載資料によった。（<http://www.biwane.jp/~nio/ramsar/projovw.html>）
- 4) 「わたらせ未来基金」の代表世話人である青木章彦氏は、渡良瀬遊水地におけるワイズユースを促進していくため、「河川管理者を中心に、NGO（行政や治水、環境保護、スポーツ）などの渡良瀬遊水地に関する各主体の連絡調整の場となる協議会の設置を強く提言したい」（東京新聞 2013.6.29 「渡良瀬ラムサール登録1年（OPINION・だんろん）」記事）としており、著者らの問題意識と共通した考え方を述べている。

### 【参考文献・資料】

- 浅野敏久・光武昌作・林健児郎・榎本隆明（2012）「ラムサール条約湿地『燕栗沼及び周辺水田』の保全と利用」広島大学総合博物館研究報告（4）pp.1-11
- 浅野敏久・林健児郎・謝珏・趙孫暁（2012）「日本におけるラムサール条約湿地の保全と利用」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ，環境科学研究 Vol.7, pp.79-104
- 茨城県（2013）「新しい公共支援事業報告書」
- 井上真（2009）「自然資源『協治』の設計指針—ローカルからグローバルへ」室田武編著『グローバル時代のローカル・コモンズ（環境ガバナンス叢書3）』ミネルヴァ書房 p.3-25
- 大塚直（2010）『環境法（第3版）』有斐閣
- 環境省（2012）「生物多様性国家戦略2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」
- 菊池英弘（2013）「ラムサール条約の締結および国内実施の政策決定過程に関する一考察」長崎大学環境教育研究マネジメントセンター年報5, pp.59-71
- 田中謙（2008）「湿地保全をめぐる法システムと今後の課題」長崎大学経済学部研究年報24, p.51-74
- 中央学院大学社会システム研究所編（2003）『湿地保全法制論—ラムサール条約の国内実施に向けて』丸善プラネット
- 内閣府（2008）「マルチステークホルダー・プロセスの定義と類型（平成20年6月内閣府国民生活局企画課）」
- 内閣府（2011）「新しい公共支援事業ガイドライン」
- 内藤正明・西岡秀三・原科幸彦（1986）『環境指標—その考え方と作成手法（計画行政叢書②）』，学陽書房
- 日本弁護士会（2002）「湿地保全・再生法の制定を求める決議」（[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\\_liberties/year/2002/2002\\_1.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2002/2002_1.html)）
- 畠山武道（2004）『自然保護法講義（第2版）』北海道大学出版会
- 拙稿（2011）「環境指標と行政評価指標の関係に

- 関する一考察」, 中央学院大学社会システム研究所紀要 (11-2号), pp.63-72
- 拙稿 (2012) 「群馬県環境基本計画の見直し結果の分析—環境指標の設定状況を中心に—」, 中央学院大学社会システム研究所紀要 (12-1号), pp.63-72
- 南真二 (2000) 「日本における湿地保全政策への提言」 奈良県立商科大学研究季報第 11 巻第 2 号、p.35-49
- 森口祐一 (1998) 「持続可能な発展の計測方法」 内藤正明・加藤三郎編『岩波講座地球環境学 10 持続可能な社会システム』, 岩波書店, pp.97-126
- 森口祐一 (2006) 「環境指標とその開発の枠組み」 環境経済政策学会編・佐和隆光監修『環境経済・政策学の基礎知識』, 有斐閣, pp.138-139
- 山下弘文 (1993) 『ラムサール条約と日本の湿地—湿地の保護と共生への提言』 信山社出版
- Mathews (1993) 『ラムサール条約—その発展と歴史』 釧路国際ウエットランドセンター (小林聡訳)
- ラムサール COP10 のための日本 NGO ネットワーク (2008) 「湿地の生物多様性を守る—湿地政策の検証—

## Development of a Wetland Conservation and Recovery System through Collaboration with Stakeholders —Toward Fulfilling the Ideals of the Ramsar Convention—

Kenichi HAYASHI\* and Hiroshi SATO\*\*

\*Visiting Researcher, Chuo Gakuin University Social System Research Institute,  
GUNMA PREFECTURAL GOVERNMENT, NPO and Multiculturalism  
Promotion Division

\*\*Professor, Chuo Gakuin University, Social System Research Institute

### **Abstract**

With the aim of conserving and recovering wetlands that are in crisis and achieving on a regional level the ideals stated in the preamble to the Ramsar Convention, this paper discusses the problems and challenges facing Japan's wetland conservation policy and adds an overview of the previous research on the topic.

The research findings reveal that during the process of formulating wetland conservation and recovery policy, fostering the participation of the various entities who might become stakeholders and giving shape to a collaboration system that will coordinate those stakeholders' interests are important challenges when it comes to implementing effective measures.

In order to give shape to this system, the authors focus their attention on the multi-stakeholder process. They note that within this process, utilizing policy assessment information elicited from environmental indices can be expected to improve the effectiveness of collaboration and the viability of the measures.